

(別添 1)

平成 24 年 8 月 10 日

各都道府県多重債務者相談担当部局長

各都道府県商工担当部局長

殿

多重債務者対策本部

日本弁護士連合会

日本司法書士会連合会

日本司法支援センター

「多重債務者相談強化キャンペーン 2012」に関する協力について（依頼）

平成 19 年 4 月、深刻化する多重債務問題を抜本的に解決するため、内閣に設置された多重債務者対策本部において「多重債務問題改善プログラム」が決定され、直ちに取り組むべき網羅的な施策がとりまとめられました。全国の自治体における相談窓口の整備については、本「プログラム」に基づき、平成 19 年度の「全国一斉多重債務者相談ウィーク」（平成 19 年 12 月 10 日～16 日実施）、平成 20～23 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」（平成 20～23 年の 9 月 1 日～12 月 31 日実施）等を経て、着実に取り組みが進められているところです。

平成 22 年 6 月 18 日には、貸し手への規制を通じて、新たな多重債務者の発生を抑制すべく、改正貸金業法が完全施行されました。完全施行後の状況としては、貸金業から 5 件以上無担保無保証借入の残高がある人数は平成 18 年度と比べて減少しているなど、相応の効果があつたものと評価されるところです。こうしたことから、現時点で制度につき直ちに見直すべき点はないと考えられますが、一方で、多重債務者は一定数存在し、継続的に多重債務者対策を講じていく必要があるところです。

このため、昨年度に引き続き、平成 24 年 9 月 1 日～12 月 31 日までのキャンペーン期間中に都道府県、当該都道府県の弁護士会、司法書士会及び中小企業団体が共同で消費者及び事業者向けの無料相談会を行うことを主眼とする「多重債務者相談強化キャンペーン 2012」を、別添の通り実施し、この中で、特に事業者向けの相談の実施、相談窓口における家計相談への対応、借金に係る相談とセーフティネット制度等の相談のワンストップ相談、ヤミ金やクレジットカードのショッピング枠の現金化、金貨金融等の利用防止に係る周知・広報を行うことといたしました。

各都道府県におかれましては、キャンペーンの実施にあたり、趣旨にご理解賜り、是非、積極的なご協力をよろしくお願い申し上げます。

注) 中小企業団体とは、全国の商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会。